宮崎県総合農業試験場内樹木伐採等及び側溝布設替え業務委託に係る条件付一般競争入札の実施について

一般競争入札（条件付）を次のとおり実施する。

令和８年 11 月 10 日

宮崎県総合農業試験場長　下田　透

１　競争入札に付する事項

（１）委託件名　宮崎県総合農業試験場内樹木伐採等及び側溝布設替え業務委託

（２）業務概要　設計書及び仕様書による。

（３）完成期限　令和９年３月 30 日

（４）契約期間　契約締結日から令和９年３月 30 日まで

（５）業務場所　宮崎市佐土原町下那珂５８０５

２　契約に係る特約事項

（１）この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）の規定に基づく契約である。県は、上記１の（４）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア　本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

イ　本件契約の相手方が契約期間中に業務を継続する見込みがないと認められるとき。

ウ　本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

エ　本件契約の相手方が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第２条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）県は、（１）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

３　競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。

（３）県内に本店を有する者であること。

（４）公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格停止となっていない者であること。

（５）本業務を確実に履行できる者であること。

４　入札参加資格申請書の提出及び審査に関する事項

（１）提出期限及び提出場所

ア　提出期限　令和８年 11 月 17 日午後５時まで
イ　提出場所　宮崎県総合農業試験場　管理課総務担当
宮崎市佐土原町下那珂５８０５　郵便番号 880-0212
電話番号 0985(73)2121
ウ　提出方法　持参又は郵送（郵送にあっては、書留郵便に限る。）

（２）提出する書類
入札参加資格審査申請書（別記様式第１号）

（３）申請書の審査
提出された入札参加資格審査申請書（別記様式第１号）の確認の結果を書面により通知し、資格がある者と認めた者に限り通知競争入札の参加資格者とする。
なお、入札者は、当該申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

５　入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
（１）交付場所　宮崎県総合農業試験場　管理課総務担当
（２）交付期間　令和８年 11 月 10 日から令和８年 11 月 25 日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）
（３）その他
入札説明会は実施しない。なお、本件入札に関する質問にあっては個別に対応する。

６　現地確認
入札に際して現地確認を希望する者は、４（１）イの担当に事前連絡し、日程を調整の上、実施すること。

７　仕様書等に関する質問
仕様書等に関する質問がある場合は、次により提出するものとする。
（１）受付期間　令和８年 11 月 10 日から令和８年 11 月 19 日午後５時まで
（２）提出書類　質問書（別記様式第２号）
（３）提出方法　電子メールで提出すること。
E-Mail アドレス:sogonogyoshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp
（４）回答方法　個別に電子メールで回答する。ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断した場合には、全員に対して電子メールで通知する。なお、令和８年 11 月 24 日までに回答がない場合には、同日午後３時までに必ず電話にて確認すること。
（５）その他　　質問書提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

８　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
入札に参加する者は、入札書（別記様式第３号）を次のとおり提出すること。

（１）提出場所　４（１）イに同じ
（２）提出期限　令和８年 11 月 25 日午後５時まで
（３）入札書の日付
入札書作成日を記入すること。(開札当日の日付は記入しないこと。)

なお、日付の誤りがある場合は入札無効となるため留意すること。

（４）提出方法

郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着とする。)又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、４（３）による参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。

添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

（５）入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第４号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

（７）入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11 月 26 日開封《宮崎県総合農業試験場樹木伐採等及び側溝布設替え業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

（８）入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

（９）入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

９　開札の日時及び場所等

（１）開札日時　令和８年 11 月 26 日午前 10 時

（２）開札場所　宮崎市佐土原町下那珂５８０５

宮崎県総合農業試験場管理棟３階　第一会議室

（３）立会い　　開札は、入札者又はその代理人１名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

10　再度入札

（１）開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

（２）再入札は１回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことができる。

（３）再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11　入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第２号）第 100 条の規定による。

12　契約保証金

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第２号）第 101 条の規定による。

13　入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

14　落札者の決定方法

（１）有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲以内で失格又は無効とされた者を除く最低価格の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わせない者又はくじをひかない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15　契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合農業試験場　管理課総務担当

16　その他

この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

宮崎県が行う宮崎県総合農業試験場内樹木伐採等及び側溝布設替え業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

なお、当該説明書等について疑義がある場合は、下記の６に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日　令和８年 11 月 10 日

２　競争入札に付する事項

（１）　委託件名　宮崎県総合農業試験場内樹木伐採等及び側溝布設替え業務

（２）　委託内容　伐木、伐竹、除草、集草、集積、剪定、積込運搬、側溝布設替え業務

（３）　履行場所　宮崎県総合農業試験場
宮崎市佐土原町下那珂５８０５

（４）　委託期間　契約締結日から令和９年３月 30 日（火）まで

３　業務内容の仕様及び数量等

仕様書及び設計書のとおりとする。

４　契約に係る特約事項

（１）　県は、上記２の（４）の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア　本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

イ　本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

ウ　本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

(ｱ)　暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第２条第４号に規定する暴力団関係者をいう以下同じ。）であると認められるとき。

(ｲ)　役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。

(ｳ)　暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ｴ)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(ｵ)　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(ｶ)　(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(ｵ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ　上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

（2）　県は、（1）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5　競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（2）　競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。

（3）　県内に本店を有する者であること。

（4）　公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格停止となっていない者であること。

（5）　本業務を確実に履行できる者であること。

6　担当部局

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当　宮崎市佐土原町下那珂５８０５

郵便番号８８０－０２１２　電話番号０９８５－７３－２１２１

7　入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別記様式第１号）（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

（1）　提出期限　令和８年11月17日（火）　午後５時まで

（午前９時から午後５時まで。閉庁日を除く。）

（2）　提出場所　６に同じ

（3）　提出部数　１部

（4）　提出方法　持参又は郵送によること。ただし、郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る（提出期間内必着。）。

（５）　結果確認　令和８年11月18日（水）までに書面により通知する。

８　契約条項を示す場所及び期間

（１）　場所　〒８８０－０２１２
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂５８０５
宮崎県総合農業試験場管理課

（２）　期間　令和８年11月10日（火）から令和８年11月25日（水）まで
（午前９時から午後５時まで。閉庁日を除く。）

９　入札説明書及び仕様書の交付

（１）　場　所　８の(１)に同じ。
（２）　期　間　８の(２)に同じ。
（３）　その他　入札説明会は実施しない。

10　現地確認

入札に際して現地確認を希望する者は、６の担当部局に事前連絡し、日程を調整の上、来場者に配慮して実施すること。

期　間　令和８年11月10日（火）から令和８年11月19日（木）まで
（午前９時から午後５時まで。閉庁日を除く。）

11　入札に関する質問

（１）　本件入札に関する質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア　質問の受付期間

令和８年11月10日（火）から令和８年11月19日（木）午後５時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））

イ　提出方法

質問書（別記様式第２号）を電子メールにて提出すること。

ウ　提出先　宮崎県総合農業試験場管理課

E-mail:sogonogyoshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp

（２）　質問書に対する回答は次のとおり行う。

ア　回答方法

（１）の質問書に対する回答は、個別に電子メールで書面により回答するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員に対して電子メールで通知する。

イ　その他

令和８年11月24日（火）までに回答がない場合には、同日午後３時までに必ず電話にて確認すること。

また、質問書提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

12　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

入札に参加する者は、入札書（別記様式第３号）を次のとおり提出しなければならない。

（1）　提出場所　６に同じ

（2）　提出期限　令和８年 11 月 25 日（水）　午後５時まで

（3）　入札書の日付

入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため留意すること。

（4）　提出方法

郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着とする。)又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、７（５）による参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

（5）　入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（6）　代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第４号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

（7）　入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「１１月２６日開封《宮崎県総合農業試験場内樹木伐採等及び側溝布設替え業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

（8）　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

（9）　入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

13　開札日時及び場所等

（1）　開札日時　令和８年 11 月 26 日（木）　午前１０時

（2）　開札場所　宮崎市佐土原町下那珂５８０５

宮崎県総合農業試験場　管理棟３階　第１会議室

（３）　開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人１名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14　再度入札

（１）　開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

（２）　再入札は１回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

（３）　再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

15　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金

入札金額の１００分の５以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア　競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ　当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

（２）　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結したときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

なお、本件においては、宮崎県財務規則第 101 条第２項第３号に基づく契約保証金の免除は行わないこととする。

16　入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

（1）　虚偽の申請を行った者のした入札

（2）　入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

（3）　同一人が同一事項についてした２通以上の入札

（4）　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札

（5）　入札書の表記金額を訂正した入札

（6）　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

（7）　入札条件に違反した入札

（8）　連合その他不正行為があった入札

（9）　入札公告等の規程に違反した者のした入札

17　落札者の決定方法

（1）　予定価格の範囲以内で失格又は無効とされた者を除く入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

（2）　落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

18　その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して 7　日以内に契約を結ばなければならない。

また、契約保証金の免除を受ける場合は、上記 15 の(2)が確認できる書類を落札決定の日から起算して7 日以内に提出すること。